

(様式第1号)

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	イオンディライト株式会社	
所在地	東京都千代田区神田錦町一丁目1番1 (帝都神田ビル)	
入札参加停止の期間	令和8年6月2日 から 令和8年8月1日まで (2か月)	
事実概要	対象会社及びその使用人は、労働安全衛生法違反で略式起訴され、令和8年1月6日付けで伊那簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 このことは、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。	
理由	物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第2第11号 (不正又は不誠実な行為) に該当し、物品購入等の契約相手方として不相当であると認められる。	
備考	【入札参加停止措置要領別表第2第11号】	
	不正又は不誠実な行為	11 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき 当該認定をした日から 1か月以上 9か月以内